

新	旧
<p>（周波数の範囲等）</p> <p>第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇㏇から四五〇㏇までの周波数又は同条第二項第二号に規定する分電盤から負荷側において二㏇から三〇㏇までの周波数を使用するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）であつて搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、搬送波が拡散される周波数の範囲が二㏇から三〇㏇までの間になければならぬ。</p> <p>3 電力線搬送通信設備の送信設備（特殊な装置のものを除く。）の高周波出力は、一〇ワット以下でなければならない。</p> <p>（周波数の許容偏差）</p> <p>第五十九条の二 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、千分の一とする。ただし、総務大臣がこの数値を特に緩和する必要があると認めた設備の種類、使用周波数及び数値については、</p>	<p>（周波数の範囲等）</p> <p>第五十九条 次の各号に掲げる通信設備は、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。</p> <p>一 電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、一〇㏇から四五〇㏇まで又は屋内において二㏇から三〇㏇までの周波数を使用するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 二㏇から三〇㏇までの周波数を使用する電力線搬送通信設備であつて搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、搬送波が拡散される周波数の範囲が二㏇から三〇㏇までの間になければならぬ。</p> <p>3 電力線搬送通信設備の送信設備（特殊な装置のものを除く。）の高周波出力は、一〇ワット以下でなければならない。</p> <p>（周波数の許容偏差）</p> <p>第五十九条の二 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、千分の一とする。ただし、総務大臣がこの数値を特に緩和する必要があると認めた設備の種類、使用周波数及び数値については、</p>

別に定める。

(漏えい電界強度等の許容値)

第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。ただし、第五十九条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。

- 一 一〇μから四五〇μまでの周波数を使用するものであつて、電力線に通ずる高周波電流の搬送波による電界強度は、その送信設備から一キロメートル以上離れ、かつ、電力線から $\lambda/2\pi$ (λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。以下同じ。)の距離において毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。
- 二 広帯域電力線搬送通信設備は、次のとおりであること。

- (1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(四)までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に收容されている場合は、(三)の規定は、適用しない。

(一) 通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇μ以上五〇〇μ未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇μ以上二μ以下	二六デシベル	一六デシベル
二μを超え一五μ未満	二〇デシベル(屋内)	一〇デシベル(屋内)

別に定める。

(漏えい電界強度等の許容値)

第六十条 電力線搬送通信設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。ただし、第五十九条第一項ただし書の総務大臣が別に告示するものについては、適用しない。

- 一 一〇μから四五〇μまでの周波数を使用するものであつて、電力線に通ずる高周波電流の搬送波による電界強度は、その送信設備から一キロメートル以上離れ、かつ、電力線から $\lambda/2\pi$ (λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。以下同じ。)の距離において毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。
- 二 二μから三〇μまでの周波数を使用するものは、次のとおりであること。

- (1) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値(一マイクロアンペアを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇μ以上五〇〇μ未満	三六デシベルから二六デシベルまで ※	二六デシベルから一六デシベルまで ※
五〇〇μ以上二μ以下	二六デシベル	一六デシベル
二μを超え一五μ未満	三〇デシベル	二〇デシベル

満

一五〇㎐以上三〇〇㎐以下	広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第二項第二号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、三〇デシベル）	広帯域電力線搬送通信設備にあつては、二〇デシベル）
一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、一〇デシベル）	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、一〇デシベル）	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎐以上五㎐以下	五六デシベル	四六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

満

一五〇㎐以上三〇〇㎐以下	二〇デシベル	一〇デシベル
--------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇㎐以上五㎐以下	五六デシベル	四六デシベル
五㎐を超え三〇㎐以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(三) 通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎒以上五〇〇㎒未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※	三〇デシベルから二〇デシベルまで ※
五〇〇㎒以上三〇〇㎒以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二二〇㎒以下	三〇デシベル
二二〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

(2) (1)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第六十二条 電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備を除く。）及び誘導式通信設備から放射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、搬送波に対して三〇デシベル以上低くなければならない。

(三) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇㎒以上二二〇㎒以下	三〇デシベル
二二〇㎒を超え一、〇〇〇㎒以下	三七デシベル

(2) (1)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第六十二条 電力線搬送通信設備（第六十条第二号の規定の適用を受けるものを除く。第六十三条において同じ。）及び誘導式通信設備から放射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、搬送波に対して三〇デシベル以上低くなければならない。

(電力線搬送通信設備の条件)

第六十三条 電力線搬送通信設備(広帯域電力線搬送通信設備を除く。)は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を与えないように次の各号に適合していなければならない。

一 高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ塞流線輪を入れること。

二 高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線設備が少ないように定めること。

(電力線搬送通信設備の条件)

第六十三条 電力線搬送通信設備は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を与えないように次の各号に適合していなければならない。

一 高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ塞流線輪を入れること。

二 高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線設備が少いように定めること。